

税務出納課よりお知らせです

軽自動車の手続き

●軽自動車の廃車・名義変更について

軽自動車税は、4月1日現在で所有している軽自動車など（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車）に対して、その所有者に課税されます。そのため、平成26年3月末までに廃車・名義変更の手続きをすると、平成26年度軽自動車税は課税されません。今後使用する予定のない軽自動車などの廃車、名義変更手続きは3月中にお済ませください。

●車両の種類と手続き場所

▼原動機付自転車（125CC以下のバイク）
及び小型特殊自動車（農耕用を含む）

…町役場税務出納課（4番受付）

税務出納課町民税係 ☎85-6132

▼軽二輪（126～250CC未満のバイク）及び軽三輪及び軽四輪

…最寄りの軽自動車協会

（長井の西置賜自動車会館など）

西置賜自動車会館 ☎84-1327

▼二輪の小型自動車（250CC以上のバイク）
及び旧大型特殊（農耕用）

…最寄りの運輸局・運輸支局

（山形市の東北運輸局山形運輸支局など）

山形運輸支局 ☎023-686-4711

西置賜自動車会館 ☎84-1327

※持参するものなど詳しくは、お問い合わせください。

●軽自動車税の減免について

身体などに障がいのあるかたの軽自動車税の減免は毎年申請が必要です。平成26年度の申請期間は、納付書発送後から5月26日（月）（納期限の7日前）までです。

※減免を受けることができる自動車は普通・軽自動車を含めて、障がいのあるかた1人につき1台です。

※障がいの種類や等級により該当にならない場合もありますので、詳しくは税務出納課町民税係までお問い合わせください。

申請の際にお持ちいただくもの

- ①身体障害者手帳 ②免許証
- ③軽自動車税の納付書 ④印鑑

■問い合わせ 税務出納課町民税係 ☎85-6132

後期高齢者医療保険料の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療費などの推計をもとに2年ごとに見直しを行っています。

平成26・27年度の保険料率は、平成24・25年度と比べると医療費などの増加が見込まれることから、次のように改定されます。

保険料率	平成24・25年度	平成26・27年度
①所得割率	7.52%	7.84%
②均等割額	3万9,500円	3万9,500円 （変更なし）
③賦課限度額	55万円	57万円
④均等割保険料の軽減対象の拡充（低所得者の負担軽減）		

①…所得に応じて負担していただく分を算定する際の率

②…加入者が公平に負担していただく分

③…年間保険料の最高額

※保険料率の詳細は、7月に保険料額決定通知書とともに送付されるリーフレットに記載されます。

■問い合わせ 税務出納課町民税係 ☎85-6132
山形県後期高齢者医療広域連合会
☎0237-84-7100

もう一度ご確認ください 町税等の納め忘れはありませんか？

平成25年度の町県民税・固定資産税（1～4期）、軽自動車税（1期）及び国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料（1～8期）は、すでに納期限が過ぎています。

納期限を一定期間以上経過しますと督促手数料や延滞金が発生し、さらに納付額が増加することになります。

お手持ちの納付書を再度ご確認ください。納期限が過ぎていたものがありませんでしたら、お早めに納めていただきますようお願いいたします。

なお、納付状況がわからない場合や納付書が見つからない場合はお問い合わせください。

■問い合わせ 税務出納課収納係 ☎85-6106